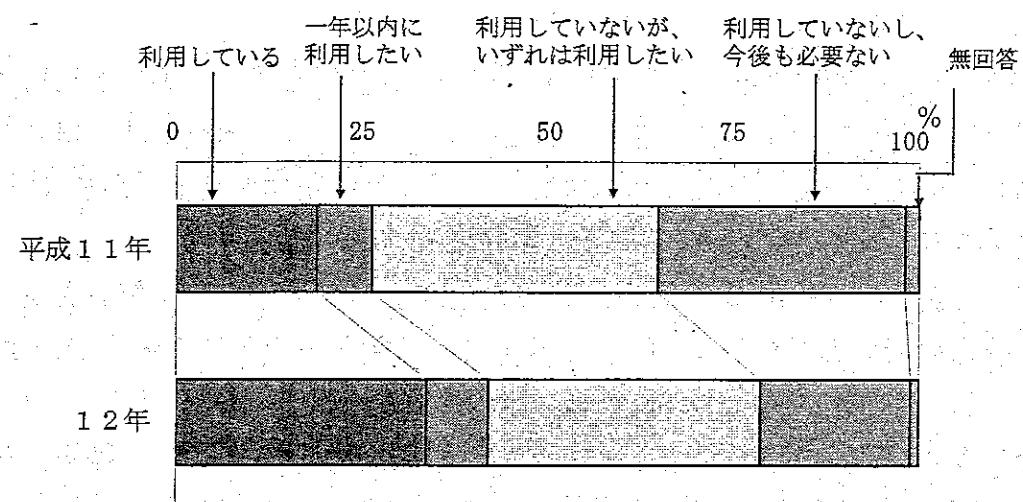


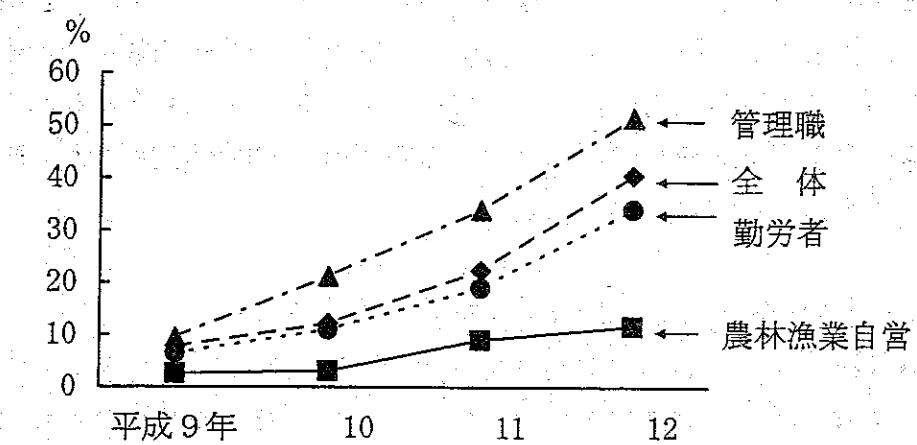
図III-44 我が国におけるインターネットの利用状況及び今後の利用意向



資料：総務省「通信利用動向調査」

注：全国の年齢が20歳以上の世帯主がいる世帯6,400世帯を対象としたアンケート調査である。(回収率66.8%)。

図III-45 世帯主の職業別にみたインターネット利用率の推移



資料：総務省「通信利用動向調査」

注：図III-44と同じ。

存在しており、インターネットのホームページはこのような情報を都市に発信していく場として大きな可能性を有している。

財団法人21世紀村づくり塾が実施した「市町村の情報化への取り組みに関するアンケート調査」^{*1}（平成12年11月調査）によれば、中山間地域の市町村のうち約8割がホームページを開設しており、また約5割の市町村が都市への交流目的の情報発信を行うなど、市町村におけるインターネットを活用した情報発信は着実に進みつつある。

一方、個々の経営レベルにおいても、先進的な農業経営がITを活用して経営管理の向上やマーケティングの高度化等に取り組んでいる事例が多数みられる。

農林水産省東北農政局が管内6県でインターネット上にホームページを開設している農業者等245名を対象として実施した「インターネットの農業経営への活用調査」（13年2月）によると、調査対象者の約7割が「農畜産物の産直」を、また約6割が「自分の農業の紹介・消費者との交流」等をインターネットの利用目的としてあげている。さらに、その農業経営上の効果については7割強が役立っていると評価している。

また、前出の「都市と農村の意向調査」により、農業者が農村からの発信を望む情報について尋ねた結果（複数回答）をみると、「地域の求人や仕事の環境に関する情報」（27.1%）、「新しく農業を始める人のための情報」（19.3%）、「農山漁村に滞在して行う余暇活動の情報」（13.8%）が上位を占めており、都市住民の農村への定住に結びつくような情報の提供を望む者が多い（図III-46）。

他方、都市住民が農村からの発信を望む情報としては「地域の観光情報」（36.8%）、「地域の特産品のための情報」（20.6%）、「有機栽培などの安全な農産物の情報」（17.8%）が上位を占め、観光や特産品等の農村への訪問に役立つ情報発信に主に期待が集まっていることがわかる。

このように現状では都市住民のニーズと農業者の側が発信したいと考えている情報内容にギャップがみられるが、今後、具体的な情報の受発信を通じて、農業者側にとつては、地域の魅力を再発見したり都市住民のニーズがより明確に把握できるなどの効果が期待される。一方、都市の側においても、農村民の意識、ライフスタイルや農村の現状等について農村と共に通じた認識が育つななど両者が互恵的な関係のもとに共生・対流する新たな社会の形成に大きな役割を果たすことが期待される。

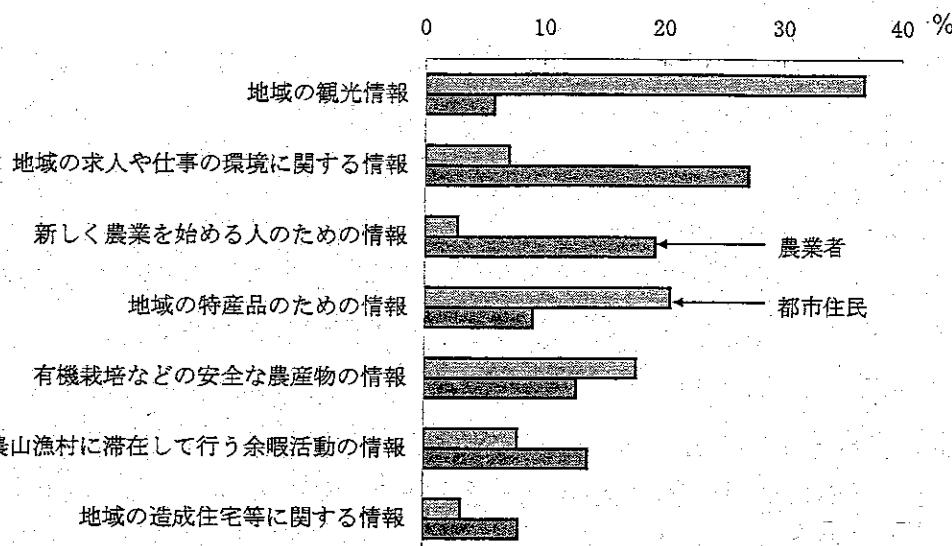
（農村の立ち遅れた情報通信基盤の整備が急務である）

農村のIT化は、これまでにみた情報発信手段の拡充にとどまらず、医療・福祉や金融・公共サービス、消費生活、教育、教養娯楽等の各分野やSOHO^{*2}等のテレワ

*1 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（平成5年法第72号）により指定された1,726市町村に対して実施した調査である（回収率45.4%）。

*2 卷末「用語の解説」（P. 360）を参照。

図III-46 インターネットを活用した情報の受発信のうちで関心の高い情報（複数回答）



資料：農林水産省「都市と農村の共生・対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」
(13年11月調査)

注：1) 1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の市・特別区の20歳以上の男女(1,500名)及び全国の村在住の20歳以上の農業者(1,500名)に対するアンケート調査である（回収率26.7%）。

注：2) 「その他」は図示を省略した。

ーク^{*1}の実現といった勤務形態等生活にかかる各分野で、都市と農村との物理的距離を越えた利便性をもたらすことが期待され、そのいくつかは既に現実のものになりつつある（表III-7）。

このような可能性の実現の基礎となる情報通信基盤の現状として、まず、民間ベースでのインターネット接続サービスの提供状況を、全国のインターネット接続業者のアクセスポイント数を例にとってみると、アクセスポイントの半数以上が三大都市圏に集中しており、なかでも東京圏には全体の約2割が集中している（図III-47）。

また、高度情報通信基盤の普及について、加入者系光ファイバー^{*2}網のインフラ整備率をみると、12年度末の整備率は全国平均では43%であるが、政令指定都市及び県庁所在地級都市の主要エリア（ビジネスエリア）で94%、小都市・町村では22%となっている（図III-48）。このように地方圏と大都市圏には情報通信基盤の整備等に大きな格差が生じており、この格差を早急に是正することが望まれる。

このような状況のもと、今後、ITの社会的普及のなかで、情報通信基盤の整備の遅れなどによる都市との情報格差が、生活面や経済面における新たな格差につながることが懸念される。特に情報通信基盤の高度化（高速・大容量・双方化）については、前述のような都市と農村の即時・随時・双方向の情報の対流を支える最低限の基盤であり、中山間地域等の条件不利地域においては、地域の生活を支えるライフラインとして潜在的なニーズがきわめて大きく、都市以上に大きな役割を果たすことが期待されるところである。前出の「都市と農村の意向調査」により、情報通信基盤の高度化の推進への農業者の意向をみても約9割が関心を示しており、農村における高度化された情報通信基盤の整備への要望はきわめて高まっている。

こうした状況を踏まえ、今後、我が国高度情報化社会への移行が、農村と都市の共生・対流を一層促進し、かつ農村の生活の質の向上につながるよう情報通信基盤の整備への積極的な取組みを関係府省が連携しつつ推進していく必要がある。

＜事例：遠隔医療等へ高度な情報通信機器を活用した取組み＞

福島県葛尾村は、世帯数454世帯、人口1,736人（平成12年国勢調査）の4分の1を65歳以上の高齢者が占める過疎化・高齢化が進行した村である。同村では、村内に医師が常駐していないため、村民は村外の医療機関へ通院しなければならず、また、児童生徒数が少なく村内に図書館等の文化施設がないといった医療面、教育面の条件の不利性や過疎化・高齢化による地域の連帯感の希薄化等の課題をかかえている。

同村では、このような状況に対応し平成6年以来実施してきた海外の中学校とのイ

*1 卷末〔用語の解説〕（P. 361）を参照。

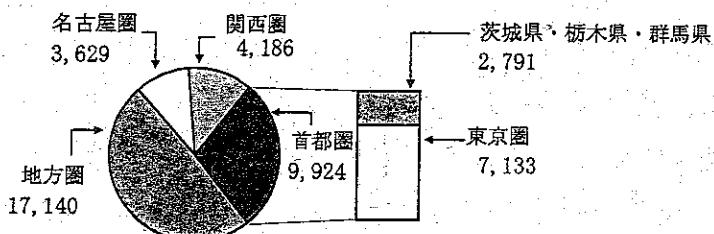
*2 卷末〔用語の解説〕（P. 356）を参照。

表III-7 高度情報化農村における生活の展望

高度に情報化された農村の暮らし	
医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ電話、医療用情報端末による大都市の病院等の在宅医療サービス ●情報端末を利用した一人暮らしのお年寄りの安否確認システム ●介護サービス員が携帯情報端末から介護情報を入力し、情報センターで管理・フィードバック、さらに関係各所の情報共有によりサービス向上
金融・公共サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●金融情報や役場のサービスをまとめて身近な場所で受けることが可能 ●行政情報をCATV等から簡単に入手可能
消費生活	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットでホームショッピング
教育	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを使った授業で都市の学校と交流 ●多チャンネルテレビで予備校の講義や生涯学習講座等を受講
教養・娯楽	<ul style="list-style-type: none"> ●ビデオオンデマンドで好きな時に好きなテレビ番組や映画を鑑賞 ●電子図書館の利用、都市の娯楽情報の入手
仕事	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅や田園のオフィスで仕事(SOHO等のテレワーク) ●情報通信技術を活用した生産性の高い農業経営の実現 ●都市への情報発信による多様な農村マーケットの展開(農産物の加工、販売、外食部門等の多様なアグリビジネスの展開) ●グリーン・ツーリズム関連ビジネスの展開
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネットを活用した情報の受発信による活発な都市農村交流 ●情報の共有で活気のあるコミュニティ活動や趣味のグループ活動 ●地域外にいる家族や友人とテレビ電話、インターネットで円滑な連絡

資料：農林水産省「農林水産業・農山漁村の高度情報化ビジョン」(11年3月)等により作成

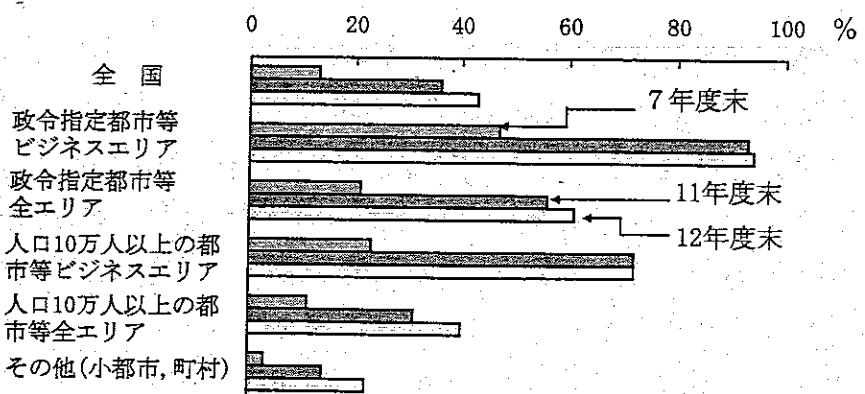
図III-47 三大都市圏、地方圏の総インターネットアクセスポイントの設置状況



資料：農林水産省調べ(13年5月時点)

- 注：1) 「東京圏」とは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県である。
- 2) 「首都圏」とは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県である。
- 3) 「関西圏」とは大阪府、京都府、兵庫県、奈良県である。
- 4) 「名古屋圏」とは愛知県、岐阜県、三重県である。
- 5) 「地方圏」とは首都圏、関西圏、名古屋圏、北海道及び沖縄県を除く県である。
- 6) インターネット月刊誌特集記事により、フレッツISDN、ダイヤルアップISDN、ダイヤルアップ接続アナログ、PIAFS及び専用回線接続のアクセスポイント(全国42,947地点)を集計したものである。

図III-48 加入者系光ファイバー整備率の推移



資料：総務省調べ

- 注：1) 整備率とは、加入者への配線点(き線点)まで光化されている延長割合である。
- 2) ビジネスエリアとは事務用加入の比率が50%以上のエリアである。
- 3) 政令指定都市等とは政令指定都市及び県庁所在地級都市である。

ンターネットを活用した交流の成果等を踏まえ、10年から情報通信を活用した新たな地域情報化の取組みとして「葛尾村マルチメディア事業」を実施している。本事業は、当初、国、県、NTTからの協力・支援を受け、村内全世帯を対象としてテレビ電話による電話診察、遠隔学習、学校交流等についての検証実験を行う3年間の事業であったが、その効果を評価した村は試験終了後も村の事業として発展的に継続することとしたものである。事業システムとしては、村内の全戸にテレビ電話端末を配備し、村役場内に情報集積・発信基地であるマルチメディアセンターを開設し、村外医療機関や公共施設等の村内全戸を結ぶISDN^{*1}回線が設置されている。このシステムを活用して、医療面では、テレビ電話による診察と薬の自宅配達や65歳以上の高齢者がいる世帯への端末に併設したバイタルセンター（血圧等の測定と簡単な問診の入力装置）を利用した在宅健康管理等が実施されている。

また、教育関係では、テレビ電話の双方向性を活かした学校間交流、授業参観及び村内外の有識者からの遠隔授業を行っており、これらのはか映像による行政サービス情報の提供等にも取り組んでいる。

この取組みにより、日々の健康管理による安心や村外通院の負担の軽減等住民の生活環境の改善に効果をあげている。

力・自然との共生

(自然との共生に向けた取組みが必要である)

今日、循環型社会の形成に向けたむらづくりを考えるうえで、自然との共生も重要な課題である。

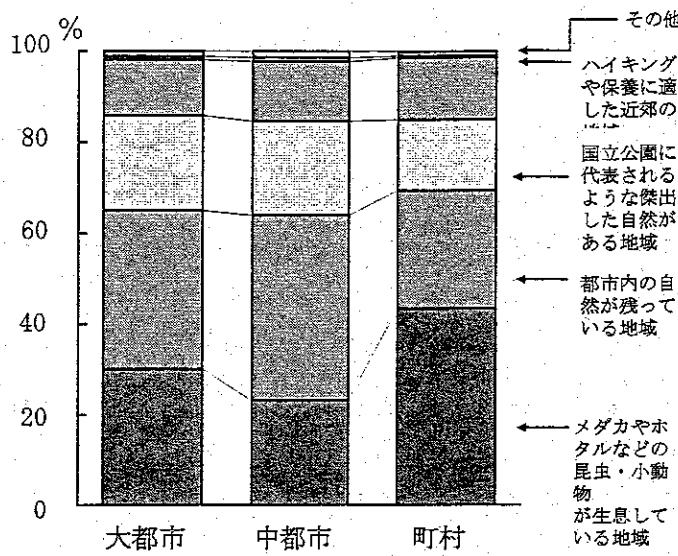
国民の自然環境に対する意識を内閣府「自然の保護と利用に関する世論調査」(13年5月)によってみると、自然環境の保全への関心の高まりのなか、農村でみられるような「メダカやホタルなどの昆虫・小動物が生息している地域」等身近かな生物が棲む自然の保護を重要視する国民が増加している(図III-49)。

我が国の農村においては、水田等の農地のほか、二次的自然である雑木林、用水路、ため池、水田のあぜといった多様な生物の生息環境が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ、多様性に富んだ生態系が形成されるとともに、良好な景観を形成してきた。

特に水田は、水稻作の営みにより浅い水面を持つ湿地が形成・維持され、春に水田で産卵し、落水期には近くの用水路や池に移動し、水が入ると再び水田に戻ってくるドジョウ等の淡水魚や、多様な昆虫や小動物の生息の場として、また小水路から河川等への農村の水環境の中心として、水棲動植物にとって欠くべからざる環境を提供してきた。

*1　巻末〔用語の解説〕(P. 355)を参照。

図III-49 自然保護に最も力を入れたい地域



資料：内閣府「自然の保護と利用に関する世論調査」（13年6月調査）

- 注：1) 全国の20歳以上の男女3,000名を対象に実施した調査である（回収率69.1%）。
2) 図III-42の注2)と同じ。

しかしながら、近年、農薬等の不適切な使用や効率性優先の整備の実施等により生態系が崩れ、これまで水田を生息場所としていた昆虫や小動物等がみられなくなるなど、生態系等への悪影響が生じている例も多くみられるところである。

こうした問題に対応して、最近、農地や農業用水路等の整備に際し、水辺や緑地等のネットワーク化等の生態系の保全及び良好な景観の形成に配慮した事業計画の作成並びに、浮き石等による多様な生物の餌や産卵の場となる深みや浅瀬等の造成、岩石等の自然素材等を活用した多様な生物の生息場所等の確保を行う水路整備等により、生態系への負荷や影響を回避、低減するとともに、良好な生物生息環境等の創出に資する取組みが各地でみられるようになっている。

このような取組みは、単に物理的な施設整備で完結するものではなく、除草・泥上げ等土地改良区等の維持管理の負担が永続的に続くこととなるため、地域の環境の維持・保全に向けた取組方針や維持管理への協力等に関して、事前に広く地域住民等との合意形成を図っていくことが重要である。

こうしたなか、各地の先駆的な取組みを踏まえ、土地改良事業の実施に当たっての原則に環境との調和に配慮すべきことを位置付けることや、事業計画について事前に地域住民等から意見を聴取する手続きを設けること等を内容とする土地改良法の改正が行われ、14年4月から施行された。

この新たな仕組みを活用して、人と農の営みと自然との共生により形成・維持されてきた良好な自然環境を保全し、豊かな自然を後の世代に残していくことを基本に、すべての農業生産基盤整備や農村の生活環境整備について、環境との調和に配慮した自然と共生する環境創造型事業として実施し、環境と調和した循環型社会を構築していくことが必要である。

＜事例：自然との共生に向けた取組み＞

岩手県胆沢町は、岩手県南部に位置し、北上川、胆沢川、白鳥川に囲まれ、奥羽山脈の東麓から展開している扇状地である胆沢平野に位置している。当町では、農業用水路が縦横に走り、ため池が散在する広大な水田地帯に屋敷林を持つ民家が点在する散居村が形成され、この樹木と水に囲まれた環境は、美しい景観とともに1,300余種にも及ぶ動植物が生息する豊かな生物相を育んでいる。

町では、このような自然環境を保全する目的で平成6年に自然と共生する農村環境づくりなどを基本コンセプトとする「景観形成基本方針」を策定し、グラウンドワーク^{*1}による花壇整備や歴史的農業水利施設の保全等の環境対策に取り組んできた。このようななか、10年から町内 の680haの水田の区画整理等を行う国営事業が実施さ

*1 卷末 [用語の解説] (P. 357) を参照。

この事業計画の作成の際にも環境（景観・生物相）の現況調査を実施し、樹木の伐採や水路改修による生物の減少をできる限り抑えるように配慮した整備計画が作成された。

事業の実施に当たっては、この計画に基づいて、ため池等の水辺、樹木等の縁地、水田等の農地での生物の生息場所の保全や生物の移動が可能なネットワーク（魚の遡上可能な水路等）を確保するなど工夫をこらしている。また、学識者を交えて地域住民が身近な自然の再認識と環境の維持保全を考えるフォーラムが開催されるなど、地域住民を中心としたワークショップにおいて、今後の課題や維持管理に関する地域全体の合意形成の確立に向けた取組みが進められている。

なお、当町におけるこのような取組みは、農業農村整備事業の実施における生態系や景観に配慮した優良事例として、上述の土地改良法の改正の趣旨を先取りしている先駆的な取組みとなっている。

[コラム：歴史的施設や景観の保全と地域活性化]

我が国の農業は水田における稲作を中心に展開してきたことから、古来から農業用水の確保が切実な課題となっていました。水を確保し、利用するために、先人の努力で築造された農業水利施設は、現在では農業生産のための施設としてばかりでなく「文化遺産」やその地域のシンボルとして見直されており、香川県讃岐平野の満濃池や熊本県白糸台地の通潤橋、福岡県筑紫平野の三連水車など全国的に著名となっているものもあります。

山形県山形市の市内には、17世紀初め、馬見ヶ崎川の流域変更にあわせて山形城の濠と下流の生活用水や農業用水の確保のため設けられた五つの取水口（堰）があり、城下一円の水田に至る総延長約115kmの石積みの水路網が形成され、山形五堰と総称されています。そして、この五堰から取水された水は、昭和の初期までは農業用水、生活用水に加え、水車を利用した製粉業、精米業、養鯉・染物等様々な産業に利用されてきましたが、老朽化や都市化に伴う水質の悪化とともに、上下水道の整備により生活用水としての利用がなくなったことから、五堰に対する市民の関心が薄れ、石積み水路は約8kmを残して、コンクリート水路へと改修されました。

しかし、近年こうした施設の歴史的・景観的価値が見直されるなかで、地域住民の間に五堰の有する価値を保全し、後世に引き継いでいく動きが生まれました。平成10年度からは「五堰クリーン作戦」として周辺町内会住民や水利組合等の参加によるゴミ投棄の防止や清掃作業が実施されています。また、この水路とあわせて周辺の史跡の紹介マップを作成するといった地域資源の見直しや、五堰の一つである御殿堰の利用農家と協力した地域特産品「御殿堰の米」の販売等五堰を活用した種

々の活動が展開されています。

このような身近な農業用施設を活用した地域活性化の取組みは、他にも三重県勢和村の立梅用水等全国に広がりをみせています。

これらの事例は、いずれも地域住民自らが地域に存在する諸資源を再認識し、地域の将来のあり方を考えていく主体的取組みのなかから生まれ発展しています。

(4) 農村と都市との交流の具体的な取組み

(都市と農村の共生・対流の活発化に向けて、都市農村交流の取組みが進展している)

本節でこれまでにみたように、都市住民においては、人口の過密化等により「ゆとり」や「やすらぎ」が失われた都市で過重なストレスを感じながら日々の生活を送るなかで、豊かな自然や美しい景観といった農村の地域資源や農業体験等に「ゆとり」や「やすらぎ」、「いやし」を求める機運が高まっている。一方、農村においては、地域の活性化を図る観点から都市との共生・対流の活発化に大きな期待が寄せられている。

地場産品の直売、朝市、農業体験活動、その他の各種イベント等の取組みについて、その盛んになった時期を都市農村交流の実績をもつ全国の市町村を対象としたアンケート調査結果によると、「平成7年以降」とする市町村が59.0%を占めており、6年の「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の成立等を契機とした近年の都市農村交流への関心の急速な高まりがうかがわれる(図III-50)。

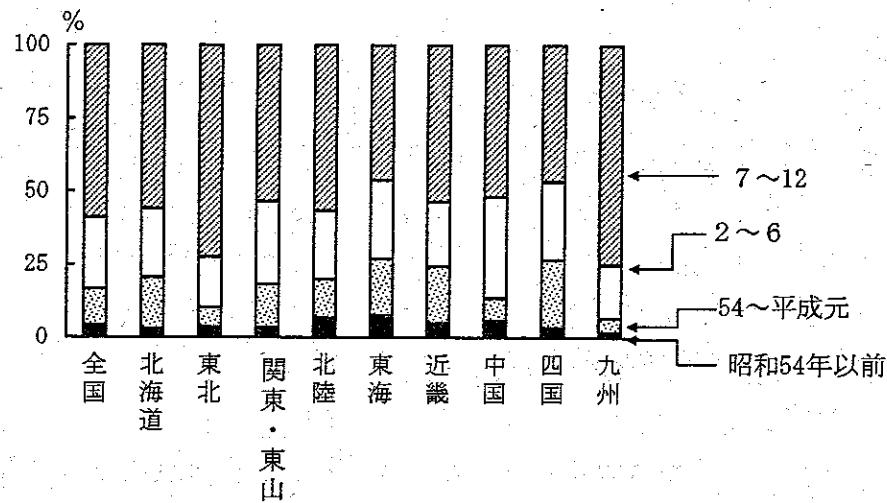
また、同調査によると、取組みの契機として「地域景観のすばらしさを都市住民に(提供したい)」や「都市の人々と交流してみたかった」、「特産物の宣伝になる」などを選択する市町村が多く、都市農村交流に対して、地域農産物の需要拡大等による経済的效果や、都市住民・消費者との相互理解の促進、地域の再認識といった社会的效果への期待が寄せられている。

(都市農村交流活動の一層の充実が求められている)

次に、実際に都市農村交流を実施している市町村の評価からその課題等を整理する。

前出のアンケート調査において、都市農村交流の経済的效果、社会的效果について市町村担当者にその評価を尋ねたところ、「期待した程度」または「期待した以上」との回答がおおむね半数に達した項目は、経済的效果に関しては「地域特産物の販路拡大」(51.4%)、「観光客による各種波及効果」(53.6%)、「観光の通年化」(49.6%)の3項目、社会的效果に関しては「地域のファンの増大・知名度のアップ」(61.3%)、

図III-50 地域別にみた都市農村交流が盛んになった
時期別市町村割合



資料：(財) 農林漁業体験協会「日本型グリーン・ツーリズム 実態調査報告書」(13年3月)

- 注：1) 都市農村交流等の実績のある1,600市町村を対象とする調査で、回答数は689市町村（回答率43.1%）である。
- 2) 図は、不明回答を除く397市町村（沖縄県含む。）についての結果である。
- 3) 「全国」には沖縄県を含む。

「高齢者の生きがいづくり」(50.3%)の2項目にとどまり、それ以外の項目については、程度の差はあるものの、「期待より小」または「ほとんどない」と回答した市町村の方が多かった。

この結果は、あらかじめ市町村がいだいていた期待の高さが反映されるため、取組みの効果の大小を客観的に示すものではないことに留意する必要があるが、上記のような評価を行った市町村担当者は、効果が十分にあがっていない理由として、「体制整備が不十分だった」こと及び「明確な戦略の検討（販売対策等）が不十分」だったことをあげている。

こうしたことから、行楽や旅行等のレクリエーション活動においても消費者の選別行動が強まるなかで集客等取組みの効果をあげるためには、地域の実情や都市住民のニーズ等を踏まえた取組内容を企画・検討し、実行できる体制や条件の整備が不可欠であり、多くの市町村ではいまだ推進体制が十分確立されているとはいえない状況が指摘されている（図III-51）。

このような現状を踏まえ、今後は都市農村交流の受入施設等ハード面の整備に加え、農村景観等地域資源を活かした企画の充実や都市住民のニーズの把握と農村から都市への情報発信の取組みを地域住民が主体となって進め、関係機関がそれを強力に支援するといった推進体制を確立していくことが重要である。

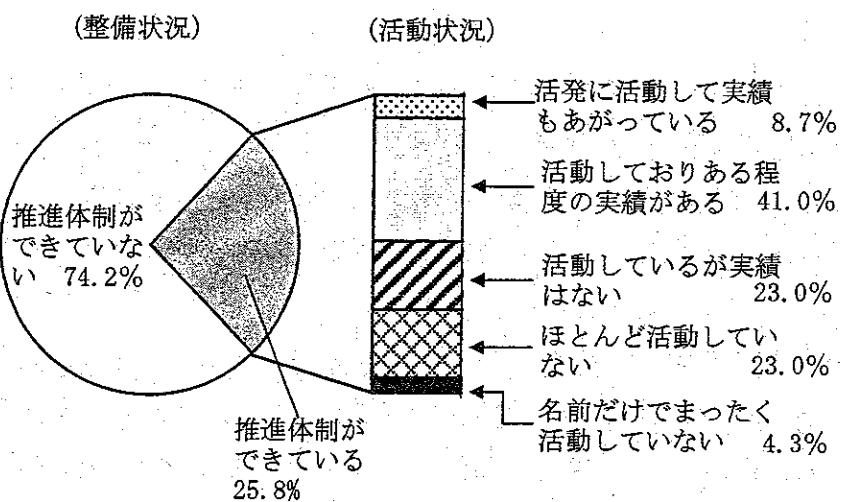
＜事例：地域の生産者等のグループが主体となって進める都市農村交流＞

新潟県東頸城郡の6町村（安塙町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村及び牧村）では、平成10年に行政と宿泊施設（民宿・旅館、農家民宿）、体験施設による「越後田舎体験協議会」が組織された。これに連動して、11年に同郡の農家民宿、農作業体験施設（ともに一部「協議会」構成員）等からなる「東頸城グリーンツーリズム連絡会」も設立された。

「協議会」は「連絡会」等との連絡調整を行いながら、首都圏等で小学校の修学旅行等の誘致を展開する一方、「連絡会」はそうした修学旅行等の宿泊への対応、農業・農村体験の受け入れ・指導を行っている。両者は、農業体験等インストラクターの育成を目的とする研修会を共同で開催したり、「連絡会」が行った接客研修の講師を「協議会」会員旅館の女将が引き受けるなど協力関係を構築している。

「連絡会」が企画・開催するイベント（「東頸城新そばまつり」等）や農業体験等は、「協議会」が行う修学旅行等の誘致の際のアピールポイントともなり、交流人口の増加に寄与している。例えば、同郡で受け入れた学校等は、11年度の10団体（約1,000名）から13年度には23団体（約2,500名）となった。また、交流人口の増加に伴い、郡内の農産物直売所及び農産加工グループの総販売額も増加した（9年：7千万円→12年：9千万円）。

図III-51 都市農村交流実績のある市町村での都市農村交流
推進体制の整備・活動状況



資料：図III-50と同じ

注：1) 図III-50の注1)に同じ。

2) グラフは、無効回答を除く625市町村について集計したものである。

こうしたなか、子ども達との触れ合いが生きがいとなっているといった声が農作業体験等のインストラクターとして働く地域の高齢者から聞かれたり、地元の子ども達と修学旅行で同郷を訪れた首都圏の子ども達との交流も始まるなど地域活性化の芽生えがみられる。

(都市住民のニーズを踏まえた多様な体験メニューの提供が求められている)

都市農村交流の一方の主体である都市住民の都市農村交流への関わり等を前出の「都市と農村の意向調査」によってみると、回答者の半数以上(52.6%)が以下にみるような余暇活動を目的に、これまでに農村を訪れた経験をもっている。

その内容についてみると、「朝市や農産物直売所での買い物」や「観光農園での果実もぎ取り等、観光牧場での搾乳体験」、「朝市や農産物直売所での買い物」が多数を占める一方、それらに比べて「貸し農園での農作物栽培や体験農園等での農作業体験」や「ファームステイ受入農家等での農村生活体験」等は少数であり、まず比較的気軽に体験しやすいメニューを通じて、農村との交流に関わっていく様子がうかがわれる(図III-52)。また、農村での余暇活動が楽しかった理由としては、「新鮮でおいしい農産物や地域特産品が得られる」こと(45.9%)のほか、「心身のリフレッシュができる」こと(37.6%)、「農村の自然や生活に接することができる」こと(30.1%)があげられている。

また、今後の意向をみると、回答者の約7割が農村を訪れる機会をふやしたいと考えており、その内容としては「ふるさと料理など特産、名物料理の食事」が最も希望されており、ほかのメニューについてもどれもまんべんなく支持を集めている。

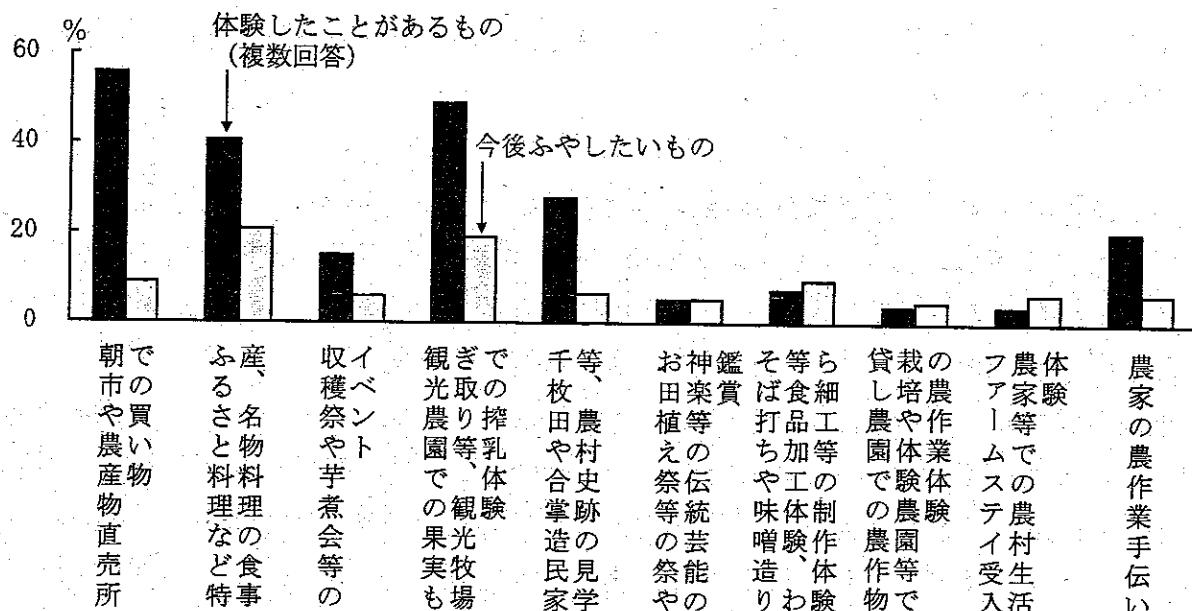
以上のように、都市住民の農村での余暇活動に対するレジャー感覚の比較的気軽なものから農業体験や農村生活体験のような農業・農村により深い関わりをもつものまで幅広いニーズがみられる。地域の活性化を図るとともに、都市と農村あるいは消費者と生産者との相互理解を深めるために、都市住民の農村への往来の活発化が求められることを踏まえると、農村においては、地域内あるいは地域間での連携の強化等を図り地域資源を有機的に結び付けるとともに、都市農村交流を担う人材を育成することにより、都市住民にとってより魅力的で多様なメニューの提供を検討していく必要がある。

(都市農村交流を進めるうえでグリーン・ツーリズムが注目されている)

都市農村交流を推進していく手法として、都市住民が休暇等を利用して農村を訪れ、そこに滞在して農村生活や農作業を実際に体験する滞在型の交流を目的としたグリーン・ツーリズムが重要な取組みの一つとして位置付けられている。

この取組みは、例えば、農作物の収穫作業等の農業体験や郷土料理づくり、伝統工

図III-52 農村における余暇活動のうち、都市住民がこれまでに体験したことがあるもの及び今後体験機会をふやしたいと考えているもの



資料：農林水産省「都市と農村の共生・対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」（13年11月調査）

注：1) 1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の市・特別区の20歳以上の男女（1,500名）及び全国の村在住の20歳以上の農業者（1,500名）に対するアンケート調査である（回収率26.7%）。図の設問は前者を対象としたもので、「体験したことがあるもの」は農村を訪れた経験があると答えた133人、「今後ふやしたいもの」は今後農村を訪れる機会をふやしたいと答えた168人について集計したものである。

2) 「体験したことがあるもの」については複数回答である。

芸体験等の機会を通じて、参加者が豊かな自然環境に囲まれながら、作物をつくり育てていくことの大切さや収穫の喜び、農村に息づく先人たちの知恵を体感できるものとして、前項でみた様々なレクリエーションの中でも、都市住民の農業・農村への理解を醸成するうえでとりわけ意義深いものであると考えられる。

グリーン・ツーリズム人口については、農家民宿の宿泊客数を指標としてみると、平成12年度には900万～1千万人に達していると推定^{*1}される。

しかしながら、まとまった休暇を取りにくいといった社会背景から、我が国の旅行形態は週末を利用した1泊2日型を中心となっており、「農村に滞在してゆっくり過ごす」グリーン・ツーリズムを推進するうえで不利な条件となっている。また、受入体制等の面でも、地域に存在する農家民宿をはじめ、農家レストランや農業体験施設といった関係施設の連携が不十分なケースがみられるなど、地域としてまとまった取組みになっていないこと等も課題として指摘されている。

このような状況のなか、今後グリーン・ツーリズムの一層の推進・定着を図るため、これらの諸課題に対応しつつ、多様な農村資源をより有効に活用するとともに、都市住民に対して農村での楽しみ方や暮らし方等を積極的に提案するなど、農村に対する理解の浸透に努めることが重要である。

(多様な形での共生・対流の取組みが進んでいる)

これまでみたように、農村は、都市住民にとって様々な魅力を有し、都市生活におけるストレスから解放され、心身を「いやす」場としてその価値が見直されつつある。その具体的な表れとして、近年農村での新たな生活スタイルの実現を求めてUJターンを行ったり、観光農園の利用やグリーン・ツーリズムによる農村への一時的な滞在など様々な形での農村との交流が行われるようになっている。

一方、中山間地域を中心とする農村では、過疎化、高齢化等による人口減少が進んでおり、各般の定住化促進対策等を実施しているにもかかわらず、活力の低下や農業の有する多面的機能をはじめとする農村の優れた魅力が損なわれるなど、今後の地域の諸資源の維持・保全が危惧される状況もみられるようになっている。

このようななかで、農業体験等に関心を有する都市住民と地域の維持を企図する農業者等の農村の住民が、同じ時間、同じ場所で、異なる立場を越えて協力して地域資源等の保全のための活動を行う「協働^{*2}」(コラボレーション)の取組みが、地域の状況に応じた多様な形態で開始されている。

まず、農作業への支援の面では、都市住民がボランティア活動を行いながら休暇を

*1 農林水産省「平成12年度農林水産省政策評価結果書」(13年7月)による。

*2 卷末【用語の解説】(P. 356)を参照。

楽しむ「ワーキングホリデー」の取組み（長野県飯田市等）があげられる。この取組みは、都市住民が農業者等の生産活動とともに参加して農業者等と一体となった労働達成感を得る一方、農村では、農業労働力の補充や地域の活性化が図られるという形で都市と農村の対等な立場での共生を目指した方策である。

また、地域資源の保全への面では、都市住民を棚田のオーナーとして迎え入れ、農作業を通じて交流するとともに農村側では環境保全意識の向上等を契機とした地域づくりに取り組む「都市農村交流型オーナー制度」（奈良県明日香村等）、さらには、都市住民が共有林（里山）の保全管理にかかる様々な活動ができる条件を整備して、農業者とともに活動を行う「里山文化活動」（京都府綾部市等）、地域の住民、企業、行政の三者が協力して組織を作り、地域の環境改善運動を実践する「グラウンドワーク活動」（栃木県河内町等）等がみられる。

これらの多様な協働の活動は、行政より柔軟性や機動性に富む民間のNPO（非営利組織）等によってコーディネイトされている場合が多く、今後こうした民間を中心とした活動の活発化、活性化に向けて行政等の関係機関による情報提供や支援体制の整備等を進めていく必要がある。

＜事例：新たな交流の形態としての「ボラバイト」＞

都会に暮らす若者が、「報酬」より「体験」というボランティア感覚で、地方の人手不足の農家や民宿等で仕事を手伝う「ボラバイト^{*1}」と呼ばれる活動が盛んになっている。

活動に参加する若者は、報酬よりも田舎で暮らす人とともに働くという体験を得ることを目的としており、労働の最低賃金は得ることができるが、現地までの交通費は自己負担という「アルバイト」と「ボランティア」の中間的な労働形態となっている。

この都会の若者と地方の農家等を結びつけるシステムは、都会の若者が普段経験できない仕事を通じて身体を動かす喜びを知ることや、実社会での労働体験からものの見方や考え方を養うことをねらいとして、平成11年9月に東京に設立された情報提供会社^{*2}によって立ち上げられた。ボラバイトの参加や求人の申込みはすべてインターネットを通じて行われ、参加者は登録された情報から希望条件に合う仕事先を探すこととなっており、14年1月時点の参加登録者数は約4千5百人で10代から20代の学生や社会人が8割弱を占めている。また、これまでに実際にボラバイトとして現地におもむいた若者は270人を超えて、その仕事内容も農作業にとどまらず民宿の手伝いから介助までと幅広く、長期休暇を利用する学生や週末の休日だけ参加する社会人等参

*1 ボラバイトとは、ボランティア（volunteer）とアルバイト（arbeit）をあわせた造語（volu-beit）であり、ボランティア的要素を持つたアルバイトのこと。

*2 ホームページ：<http://www.sankanet.co.jp/>

加の形態は様々になっている。

この活動に参加した者は、体験を通じて、「農業は、よごれる、重労働というイメージが強かった。自分が経験をしてみて、自然との共存が大前提である農業は、自己責任を問われる厳しい仕事ではあるが、自分の行ったことがよくも悪くもそのまま結果に直結する、面白い仕事であるとも思えるようになった」、「多くの人に巡り会えたことに感謝している。第二の故郷や家族ができたような思いがする」等と語っており、農業という仕事を見直す機会や農作業等を通じて農村の人と出会う良い機会となり、農業を体験してみたかったが、その機会がなかった都会の若者に対して農業・農村へアクセスする新たなチャネルを提供する取組みとなっている。

一方、ボラバイトは、過疎化や高齢化が進み人材不足に悩む受入先の農家等のニーズにも合致しており、参加者を受け入れた農家からは「ボラバッターが来ると私達も元気になる」等都会の若者の真面目な姿勢が評価され、リピーターもふえつつある。しかしながら、インターネットを通じたアクセスに不慣れな農家が多いことなどから受入先の確保が十分でなく、現在その掘起しが課題となっている。

(都市住民との交流のなかで都市農業の果たす役割)

これまで、都市と農業・農村の関係を地理的な距離を前提として考察してきたが、現実には都市においても農業は行われている。都市と農村との交流を検討する締めくりとして、こうした都市農業について、都市住民に最も身近かな都市農村交流という視点で考察する。

都市及びその周辺で営まれている農業は、野菜や花きの農業粗生産額で全国の約4割近くを占めている。これらの地域において、農業は農産物の生産以外に都市住民に対する緑豊かな生活環境や良好な景観の提供、農業体験や情操教育の機会及び災害時の防災空間の提供といった多様な役割を果たしている。

こうした都市及びその周辺の農業の有する多面的機能の保全に向けて、地方公共団体における都市住民のボランティアによる農作業の支援活動の促進、生産者と消費者との交流の場となる市民農園の開設及び農業振興に関する条例の制定等の取組みが広がっている。

また、農協においても、新鮮な農産物を求める都市住民の要望にこたえつつ、都市及びその周辺の地域における農業の維持・振興を図るため、農産物直売施設の整備や市民農園、学童農園、観光農園の開設・普及等を進めるとともに、都市住民の理解と支持のもとで農業と地域との調和が図られるよう、都市農業等の役割等についての情報提供を行うなど都市住民との交流を推進している。

＜事例：都市における市民と直結した農業の展開＞

神奈川県横浜市舞岡地区は、横浜市の西南部に位置し、昭和30年代には田園と里山等が広がる地域であったが都市化の進展により地区の周辺の田園はすべて宅地化された。こうしたなか、地区内農家の4分の3が農産物の販売をやめるなど、地区における営農の継続が困難な状況となった。

しかし、営農を続ける意欲のある農家が近隣の量販店での地場野菜の販売を開始したことを見つかり、63年に地区内の全農家が参加した舞岡出荷組合が設立された。その後、平成2年には、良好な田園景観を有する農業地域に対して農業振興を図るとともに、市民への農業体験や自然体験の場を提供する市の「ふるさと村」制度による地域指定を受け、旧来の出荷組合等の組織を統合した「舞岡ふるさと村推進協議会」が設立された。

本協議会は、地元農協と連携して、地区的農業者が出荷する野菜を出荷量や品目にかかわらず集荷・販売する一括販売の取組みを行っており、自らの直売所において販売するとともに、地元農協に対しても同様な方式で出荷している。

また、地区内の直売所においては、このような地場産野菜だけでなく、それを加工した漬け物等の販売も行っている。こうした取組みの結果、12年度の直売所への来場者は約5万人、販売額は5千2百万円に上るなど、出荷農家の現金収入の確保は営農意欲の高揚につながっている。

さらに、同協議会は「ふるさと村」における市民との交流施設の運営管理に参加し、自然観察会等を行ったり、たけのこ堀り等四季折々のイベントを自主的に開催し、市民が農業及び農村文化への理解を深める取組みも行っている。さらに近隣の市民の森への草刈等に参加し、都市的地域での貴重な田園環境等を保全し、本地区へのリピーターの確保に努めている。

(市民農園は都市住民にとっての身近な「心身のいやし」の場となっている)

都市住民が身近かで本格的な農業を体験できる市民農園において、付帯施設の整備とあわせて、栽培、加工指導、農業講座、イベント等の多様な活動が行われるなど、農業生産の仕組みや農業の果たしている役割を理解するための機会の提供に役立っている。その開設数¹は、平成13年3月末時点で全国2,512か所(約810ha、138千区画)に達し、5年前の8年3月末(1,496か所(約448ha、82千区画))と比較して約2倍に増加している。

都市住民へのアンケート調査²結果によれば、住宅地周辺の農作業は、季節感を感

*1 「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(平成元年法第58号)及び「市民農園整備促進法」(平成2年法第44号)に基づいて開設した市民農園の開設数である。

*2 農林水産省関東農政局「都市農業消費者アンケート調査」(12年2月)による。

じさせ心が安らぐという意見が多くみられるが、近年、こうした都市の不安や緊張を解きほぐすという農業（園芸）の効果に着目し、心身に障害のある者等を対象として、植物との触れ合いや農作業を通じた機能回復等を目指す取組みや、社会的な自立を図るための就業の場とする取組みなど、対象者の心身状況等に応じた取組事例も少數であるがみられようになっている。

今後、高齢化社会への対応や障害のある人も自立した社会生活等を営める条件整備を進めるうえで、地域住民と高齢者等が農業を核に交流を図り共生する地域づくりを行っていくことが必要である。

＜事例：福岡市の転作田を活用した園芸療法への取組み＞

園芸療法とは、野菜の育成、草花の栽培及び造園作業を通じて心身障害者の機能回復、情緒の安定を図る療法のことである。欧米での歴史は古く、身体的・精神的リハビリテーションや自立のための職業訓練の手段として医療や福祉の現場で活用され、作業を通じて機能回復等を図る作業療法のなかでも、身近かで、実施できる場所が限界されない優れた療法であるとされている。

このような園芸療法を実施する福祉農園は、全国農業会議所が実施した「農地の利活用及び管理手法に関する調査」（平成11年調査）によると、全国で451農園あり、その半数以上が社会福祉法人によって設置されている。

福岡県福岡市においては、園芸療法に取り組む意向を持つ障害者や高齢者の福祉施設の要望に対応して、13年度から市が中心となって転作水田を福祉農園として無償で供する事業を始めた。（13年度実績：約100アール）

これらの福祉農園は、市と農協が、利用を希望する福祉施設の近隣に活用可能な農地を選定し、その所有農家の参加を求ることにより設定され、農家は農園設置のための年2回の整備費（耕起、碎土、うね立ての費用）及びは種から収穫までの栽培指導等にかかる費用を市から受け取り、農園の管理運営や入園者への栽培指導を実施している。福祉施設は、種子代、肥料代等の直接経費のみの負担で農園の利用が可能となっている。このような仕組みにより、これまで福祉施設単独では困難であった農地の確保や農作業の技術指導等の課題が解決されている。

この福祉農園の運営に当たっても「園芸療法」の観点から様々な工夫がなされており、例えば栽培作物として比較的手入れが容易な野菜やサツマイモ等を選定し、農作業スケジュールについても栽培上のタイミングよりも作業者のリハビリスケジュールを重視し、体力等に応じて各作業ごとの作物の世話をする参加者を募るといった方法で取り組んでいる。

また、栽培指導については、農園所有農家だけでなく市・農協も共同したサポート体制を敷き、入園者に対する巡回指導（1～2か月に1回程度）や年2回程度の栽培

講習会等も開催している。

実施初年度となった13年度の10農園への入園者は、作物の生育状況を眺めたり、収穫の際のイベント（焼きいも大会等）を楽しんだ。また、収益性の高い作物（ウコン）の栽培に取り組み、加工品をバザー等で販売する福祉施設もみられるなど、心身のリハビリにとどまらず生きがいづくりや農家との交流の場として今後大きな役割を担うことが期待される。

地方公共団体における先駆的な取組事例（Ⅲ）

【長野県飯田市：グリーン・ツーリズムの里－いいだー】

長野県飯田市¹は、南アルプスと中央アルプスに抱かれ、諏訪湖から太平洋に注ぐ天竜川に貫かれた県南部の中山間地域に位置し、農業生産面では、比較的温暖な気候を活かした多種多様な品目の生産により、りんご、なし等の果樹、畜産を主体に農業粗生産額110億円（平成12年）をあげている。

同市は、近年の高齢化の進行や後継者不足による労働力不足から兼業化や離農が増加し、農業や農村の存続や地域文化の継承等が困難となる状況に直面するなかで、高齢者等の農業経営を支援し、農村の活性化を推進する「都市と農村を結ぶ交流（グリーン・ツーリズム）事業」を柱とする農政プランを8年4月に策定して、魅力ある農業・農村地域づくりの取組みを開始した。

グリーン・ツーリズムを推進する第一歩として、8年から中学生を対象として2泊3日の農家民泊により農業体験、自然体験を行う「体験教育修学旅行（現体験教育旅行）」を実施した。

これに先立ち、農家民泊の受入農家として同一地区内での40戸を確保するとともに、受入農家や市民と協力して、農業体験、自然体験等の地域の特性を活かした農業・農村体験プログラムの検討を行い、田植え等の農作業体験、山菜採り等の自然体験等約50のプログラムを企画した。

現在では、これらのほか、伝統工芸体験、アウトドア体験等の新たなプログラムを加え、合計120を超えるプログラムが企画されており、同市における都市農村交流の活動の特徴の一つとなっている。また、受入農家についても旧村単位に地区の農家が協力して受け入れることを原則としながら確保を図り、現在では14地区約150戸まで拡大し、旅行参加者は、8年から現在までに延べ261団体、約5万人に及んでいる（表III-8）。

その後、10年には観光振興の強化と交流人口の拡大を図るため、一般人（大人）を対象とした「体験ツアー」が開始され、また11年には子ども達が親、大人から一定期間離れて集団生活を送り、13泊14日にわたる農業体験や自然体験活動を行う「南信州子ども長期自然体験村」事業²にも取り組んでいる。この「南信州子ども長期自然体験村」には、江戸末期から明治初頭に建築された貴重な遺産である民家群（大平宿）^{おおだいらじゅく}を利用して、「いおり」、「かまど」を使った生活体験も組み込まれて

*1 ホームページ：<http://www.city.iida.nagano.jp/>

*2 文部省（現文部科学省）と農林水産省との連携による事業

表III-8 飯田市におけるグリーン・ツーリズムの実施状況

取組み名	主な対象	実施年	参加人数・団体(延べ)	備考
体験教育旅行	学生	平成8年~	49,300人 (261団体)	ホームステイ受入農家数 (約150戸)
体験ツアー(モニターツアー)	一般	10~11年	57	
子ども長期自然体験村	小学3年~中学3年	11年~	58	受入農家数(7戸)
どんぐりの森小学校	小学校	12年~	100	
ワーキングホリデー(援農事業)	一般(農業に興味をもち農作業をやりたい者)	10年~	589	登録者数(約495名) 受入農家数70戸
南信州あぐり大学院	教師・大学生	13年~	30	聴講生含む。

資料:飯田市役所資料を基に農林水産省で作成

- 注:1) 「体験ツアー」は、12年以降南信州広域連合(飯田市を含む下伊那郡全域の市町村)で実施されている。
 2) ワーキングホリデーの参加人数は市役所の窓口(公式訪問)を経由したもののみである。

いる。

さらに、12年からは、「体験教育旅行」で訪れた学校からの要望にこたえ、労働力不足により荒れてしまうおそれのある里山を学友林として提供し、未来の交流人口の確保と環境教育を行う「どんぐりの森小学校」を実施している。

こうした「体験教育旅行」を通じて、東は千葉から西は兵庫県までの広い地域から多数の人々が同市を訪れ、「豊かな自然の中で土や生き物、そこに暮らす人に触れ、食の大切さ・命の大切さを感じてもらう」ことを基本に、自らが見て・触れて・感じて味わうことで本物を知り、さらに人の温かさを感じさせる体験が大きな感動を与えていている。

体験旅行に参加した子ども達からは、「ふるさとができた」、「田植え体験して農家の気持ちや願いがわかった」などの意見が聞かれる一方、受入農家からは「離農しようと思ったが、子ども達と触れあうことで、もう少しがんばろうという気になった」、「百姓はいいよ。今なら胸を張って言える」との声があがっている。

さらに、同市では「体験教育旅行」の実績を踏まえ、都市住民の田舎暮らしや農業へのあこがれをより直接に地域農業に役立てるため、10年から都市住民の手により高齢農業者等の農作業を支援する「援農」を目的としたワーキングホリデー^{*1}を開始した。また、13年からは、農業体験等の指導者を対象として講義と体験によって「食」と「農」を学ぶ教育実践セミナー「南信州あぐり大学院」^{*2}を開講している。

田舎暮らしや農業にあこがれて応募したワーキングホリデーへの参加者は、労働力不足に悩む高齢農家等でりんごの収穫作業や干し柿づくりの手伝い等を行い、農作業体験に感激するとともに、「農家の役に立てるならばぜひまた来たい」との声を寄せる者も多い。また、援農を受け入れた農家においても「家族が増えた」と都市住民との継続的な交流を歓迎する意見が多い。このワーキングホリデーを契機として、13年までに6名が同市内に定住しており、こうした動きを受けて、同市では12年から定住支援制度として、300万円まで無利子で融資する「いいだすてっぷ農業資金」制度を設けるなど新規就農者対策にも力を入れている。

また、ワーキングホリデー等を活用した取組みをさらに進化させ、日本の棚田100選にも選定された「よこね田んぼ」の保全活動も展開されている。「よこね田んぼ」は、急傾斜地に開かれた110枚の総面積約3haの棚田であり、作業効率の低さと耕作者の高齢化のため、9年には3分の1が耕作放棄されている状況にあったが、同年に地元自治会が主体となって「よこね田んぼ保全委員会」を発足させ、「都市住民との交流でにぎわう地域」への足がかりとするため、棚田の草刈りや復田に取り組んだ。

*1 第Ⅲ章第4節(4) (P. 338) を参照。

*2 第Ⅲ章第2節(3) 事例 (P. 280) を参照。

そして、11年からは地元の小中学生による田植え体験、「体験教育旅行」による中学生の農作業体験、ワーキングホリデーによるあぜづくり等の棚田保全の活動が行われている。

今後とも、同市の積極的な取組みによって、農業・農村の魅力がアピールされるとともに都市住民の農業・農村に対する理解が深まることにより、都市農村交流が一層活発化し、都市と農村の共生・対流への端緒となることが期待されている。